

平成18年度 介護保険料 改定のお知らせ

○介護保険について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が加入し、高齢者の暮らしを地域全体で支える制度です。介護保険料は、介護が必要な方の介護サービスを支える重要な財源になっています。

○介護保険料の料金改定について

65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに決まります。

平成18年度～20年度の基準額 40,800円(改定前28,560円)

この基準額をもとに、所得によって下表のように1～6段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	介護保険料（年額）	
		H18～20年度	改定前
1	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員の町民税が課税されていない方	20,400円	14,280円
2	○世帯全員の町民税が課税されていない方で、ご本人の前年中の年金収入額と所得額の合計額が80万円以下の方	20,400円	21,420円
3	○世帯全員の町民税が課税されていない方で、第2段階に該当しない方	30,600円	
4	○世帯のだれかが町民税を課税され、本人の町民税は課税されていない方	40,800円	28,560円
5	○本人が町民税を課税されている方のうち、前年中の所得金額が200万円未満の方	51,000円	35,700円
6	○本人が町民税を課税されている方のうち、前年中の所得金額が200万円以上の方	61,200円	42,840円

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※介護保険料に関するお問い合わせは町民税務課(電話：0224-33-3002)、

介護保険サービスに関するお問い合わせは保健福祉課(電話：0224-33-2003)

までご連絡下さい。

平成18年度・19年度介護保険料の特例

税制改正(住民税の老年者控除の廃止など)に伴い、平成18年度から町民税が課税されるようになった方の介護保険料の激変を緩和するため、所得段階が第4・第5段階の方について、次のような特例が適用されます。

特例が適用になる方：昭和15年1月1日以前に生まれた方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- 本人は町民税が課税されていない方(非課税)で、さらに世帯の中で課税されている方全員が、平成18年度町民税均等割1千円で課税されている・・・①
- 本人は平成18年度町民税が1千円で課税されている方で
 ⇒世帯で課税されている方全員が、平成18年度町民税均等割1千円で課税されている・・・②
 ⇒世帯のどなたかが町民税均等割3千円で課税されている・・・③

※特例適用後の保険料については、下の表をご覧ください。

区 分	介護保険料(年額)		
	18年度	19年度	20年度～
①に該当する方のうち、生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者の方	26,928円	33,864円	40,800円
①に該当する方のうち、本人の前年中の年金収入額と所得額の合計額が80万円以下の方	26,928円	33,864円	40,800円
①に該当する方のうち、本人の前年中の年金収入額と所得額の合計額が80万円を超える方	33,864円	37,128円	40,800円
②に該当する方のうち生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者の方	30,600円	40,800円	51,000円
②に該当する方のうち、前年中の年金収入額と所得額の合計額が80万円以下の方	30,600円	40,800円	51,000円
②に該当する方のうち、前年中の年金収入額と所得額の合計額が80万円を超える方	37,128円	44,064円	51,000円
③に該当する方	44,064円	47,328円	51,000円

担当：蔵王町町民税務課
 住民税係介護保険料担当
 電話：0224-33-3002(内線155・156)